

答申第 160 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 20 日付けで諮問された特定のスポーツ振興団体に係る事業報告書等不存在の件（諮問第 157 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、平成4年度から平成6年度まで及び平成11年度の特定のスポーツ振興団体に係る事業報告書一式並びに平成11年度の特定のスポーツ振興団体事務局員名簿を取得又は保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成12年8月23日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 平成4年度から平成7年度まで及び平成11年度の特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）に係る事業報告書一式

イ 平成4年度から平成11年度までの振興団体事務局員名簿

(2) これに対し、教育委員会は、平成12年9月6日付けで、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち、平成4年度から平成6年度まで及び平成11年度の振興団体に係る事業報告書一式（以下「本件事業報告書」という。）並びに平成11年度の振興団体事務局員名簿（以下「本件事務局員名簿」という。また、本件事業報告書と本件事務局員名簿を併せて、以下「本件行政文書」という。）については、取得又は保存していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 不服申立人は、平成12年9月29日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の存否について

ア 本件事業報告書について、実施機関は、保存期間が満了し、廃棄済みであるなどと説明するが、任意団体に対する補助金の交付は補助金の交

付等に関する規則（以下「交付規則」という。）及びスポーツ振興事業に係る補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき行われ、事業報告書の保存期間は5年と定められている。

したがって、本件事業報告書の全部が保存期間を満了しているわけではないことから、実施機関が保存期間の満了と判断したことは誤りであり、公開請求者の権利を侵害したものである。

イ 実施機関が保存期間の満了により廃棄した旨説明するのであれば当該文書を廃棄したことを証明する書類が存在するはずである。

ウ 不服申立人が本件公開請求において平成11年度の事業報告書として請求した趣旨は、振興団体は平成10年度で解散しているものの、平成10年度事業は平成11年度に繰り越して文書の報告等がされると考えて、平成11年度としたものであり、平成11年度に報告されたものを含む趣旨である。

## （2）その他

実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

## 4 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### （1）本件行政文書について

#### ア 本件事業報告書について

本件事業報告書は、平成4年度から平成6年度まで及び平成11年度の振興団体に係る事業報告書一式である。

#### イ 本件事務局員名簿について

本件事務局員名簿は、平成11年度の振興団体事務局員名簿である。

### （2）本件行政文書の存否について

#### ア 本件事業報告書について

（ア）平成4年度から平成6年度までの事業報告書の保存期間は、神奈川県教育庁等文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）により保存期間5年であるため、本件公開請求時点では、保存期間の満了により、廃棄済みである。

(イ) 平成 11 年度の事業報告書については、振興団体が平成 10 年度末で解散したため、存在しない。

(ウ) 不服申立人は、平成 11 年度の事業報告書について、平成 11 年度に報告されたものを含む旨主張するが、不服申立人が本件公開請求の対象に含まれると主張する平成 10 年度事業の事業報告書は既に別の公開請求で不服申立人に公開されており、本件公開請求の対象とは理解していない。

(エ) 以上のことから、本件事業報告書については、実施機関が取得又は保存していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

イ 本件事務局員名簿について

振興団体が平成 10 年度末で解散しており、平成 11 年度については、事務局員名簿を実施機関が取得していないため、本件事務局員名簿については、不存在として公開を拒む決定を行った。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書について

ア 本件事業報告書について

本件事業報告書は、平成 4 年度から平成 6 年度まで及び平成 11 年度の振興団体に係る事業報告書一式である。

イ 本件事務局員名簿について

本件事務局員名簿は、平成 11 年度の振興団体事務局員名簿である。

### (3) 本件事業報告書の存否について

ア 実施機関は、平成 4 年度から平成 6 年度までの事業報告書については、文書管理規程の規定により保存期間が 5 年であるため、本件公開請求時点では、保存期間の満了により廃棄済みであり、存在しない旨説明して

いる。

これに対して、不服申立人は、交付規則及び交付要綱において定められている事業報告書の保存期間が5年であることからすると、本件事業報告書の全部が保存期間を満了しているわけではなく、また、実施機関が保存期間の満了により廃棄した旨説明するのであれば当該文書を廃棄したことを証明する行政文書が存在するはずである旨主張している。

当審査会において文書管理規程を確認したところ、平成4年度から平成5年度までの事業報告書については、平成11年4月1日改正前の文書管理規程第47条第2項の「5年に属する文書の項」で「(11) 予算、収入及び支出に関する文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。また、平成6年度の事業報告書については、平成11年4月1日改正後の文書管理規程が適用されるが、同規程第55条第2項の「5年に属する行政文書の項」で「(11) 予算、収入及び支出に関する行政文書(3年に属する行政文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。

また、不服申立人が主張するように交付要綱第9条第2項においても同様に保存期間について5年と規定されている。

したがって、本件事業報告書の保存期間は5年であることが認められる。

また、当審査会が平成4年度から平成6年度までの保存期間5年の保存文書を公文書館長に引き継ぐ際に実施機関が作成した各年度の伺い文書中の保存文書引継票を調査したところ、当該保存文書引継票の中に「負担金」の項目があることが認められた。一般に保存文書引継票には、個別の具体的な行政文書名までは記載されていないため、当該保存文書引継票において公文書館長に引き継いだ文書の中に上記各年度の事業報告書が含まれているかどうかを直接確認することはできないものの、事業報告書は振興団体への「負担金」の支出に関する文書であることから、当該事業報告書は、体育振興費中の「負担金」の項目に分類されて、公文書館長に引き継がれたものと推測される。そして、当該事業報告書が

保存期間満了後もなお、実施機関において保存されているとする事情も認められない。

イ 以上のことからすると、平成 4 年度から平成 6 年度までの事業報告書について保存期間満了により既に廃棄済みであるという実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 次に実施機関は、平成 11 年度の事業報告書については、振興団体が平成 10 年度末で解散したため、平成 11 年度の事業報告書については存在しない旨説明している。

これに対し、不服申立人は、本件公開請求において平成 11 年度の事業報告書と記載したのは、振興団体の平成 10 年度事業は平成 11 年度に繰り越して文書の報告等がされると考えて、平成 11 年度としたものであり、本件公開請求には平成 10 年度の事業報告書が含まれる旨主張している。

当審査会が調査したところ、不服申立人は、本件公開請求の直前の平成 12 年 8 月 9 日付けで「振興団体に係る事業報告書一式（平成 8 年度から平成 10 年度まで）」について行政文書公開請求をし、実施機関は、平成 12 年 8 月 23 日付けで平成 10 年度の事業報告書を含めて一部公開の決定をしていることが認められる。

請求対象とされる行政文書の特定は、請求書の記載内容等から客観的に判断されるべきであるが、本件公開請求の請求書に記載された「11 年度の振興団体に係る事業報告書一式」との文言からすると、平成 10 年度事業に関する事業報告書を指すものとは一般的には理解し難いこと及び一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求するとは考え難いことからすると、平成 10 年度の事業報告書は、本件公開請求には含まれないものと解される。

エ したがって、平成 11 年度の事業報告書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

#### (4) 本件事務局員名簿の存否について

当審査会が調査したところ、振興団体は、平成 10 年度末で解散しており、平成 11 年度に振興団体事務局は存在しなかったことが認められる。

したがって、本件事務局員名簿は存在しないものと認められる。

( 5 ) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 20 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 8 月 8 日 ( 第 25 回部会 )	審議
9 月 1 日 ( 第 26 回部会 )	審議
9 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11 月 20 日 ( 第 28 回部会 )	審議
12 月 18 日 ( 第 29 回部会 )	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年2月12日現在)(五十音順)